



ほぼ日

平成 30 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ほ ぼ 日
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 糸 井 重 里
(コード番号：3560 J A S D A Q)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 管 理 部 長 篠 田 真 貴 子
(TEL. 03-5657-0033)

社外取締役および監査役との責任限定契約締結のお知らせ

当社は、当社定款第 29 条第 2 項および第 38 条第 2 項の規定に基づき、社外取締役および監査役との間で責任限定契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社外取締役および監査役の氏名

社外取締役	山 本 英 俊	塚 越 隆 行	
監 査 役	摂 州 美 千 代	小 池 敕 夫	後 藤 和 年

2. 責任限定契約の締結日 平成 30 年 2 月 20 日

3. 責任限定契約締結の根拠

当社定款（抜粋）

(1) 第 29 条第 2 項

当社は、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(2) 第 38 条第 2 項

当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 3 百万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

4. 責任限定契約締結の理由

取締役および監査役が期待された役割を十分発揮できるよう、社外取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することを検討し、契約の内容に合意がとれましたのでお知らせするものです。

以 上